

新座市立歴史民俗資料館学芸員実習生受入実施要項

1 目的

本要項は、博物館法施行規則第1条に規定される博物館実習の実習生を新座市立歴史民俗資料館（以下「当館」という。）で受け入れるために必要な事項を定めるものである。

2 実習生の資格

- (1) 大学（大学院を含む。）において、博物館に関する科目の単位のうち、博物館実習以外（博物館実習事後指導を除く。）を修得済みなし修得見込みである者。
- (2) 当館が指定する全日程に出席できる者。

3 受入人数

単年度あたりの実習生の受入人数は、原則として4人以内とする。

4 実習期間

原則として、毎年8月のうちの連続する6日間とする。

詳細な日程については、当館の事業計画を考慮し、受付期間開始時までにこれを公表する。

5 申込み

受付期間は、毎年3月に次年度の申込みを受け付けるものとする。実習希望者は「博物館実習申込書」及び当館が受入れの可否の判断に必要とする書類を提出しなければならない。

6 選考基準

- (1) 新座市及び近隣自治体に在住又は在学する者。
- (2) 当館の収蔵資料に沿う分野を専攻している者。
- (3) 当館の分野を専攻していない場合においては、関連する科目の履修状況。
- (4) 前項までに定めるもののほか必要な項目を設ける場合は、当館長がこれを定め明示する。

7 受入れの可否

受付期間終了後、実習希望者の受入れの可否を速やかに決定し、文書で通知する。

実習希望者が受入人数を上回る場合は、前項の選考基準と、実習希望者の博物館に関する科目の単位の修得状況に基づいて決定する。

8 実習内容

実習内容は、毎年4月以降に決定する。

詳細な内容については、実習生の希望と当館の学芸員の意見を考慮し、これを決定する。

9 その他

実習中に事故等が生じた場合、その責は実習生及び所属大学が負うものとする。

(令和8年2月9日、教育総務部長決裁)